

伯耆町福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、伯耆町福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、伯耆町補助金等交付規則（平成17年伯耆町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号、以下「政令」という。）及び鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）で使用する用語の例による。

(交付目的)

第3条 本補助金は、高齢者、障害者等の住みよいまちづくりを推進することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成12年3月7日付福第661号鳥取県福祉保健部長通知。以下「県要綱」という。）第3条第1項に規定する施設のうち伯耆町内に存するものについて、同項に規定する建築主等が同項に規定する整備を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（工事請負費、委託料その他町長が適当と認めるものに限り、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

2 補助対象経費の額について、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあっては、当該仕入控除税額は、控除するものとする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り上げる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第6条の規定により、本補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書を町長が別に定める日までに町長に提出しなければならない。

2 規則第6条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式

第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第6条第3号の町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる建物）
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界及び敷地内における建築物の位置）
- (3) 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに主要部分の位置及び寸法）
- (4) 県条例に基づいて整備を行う部分の詳細図
- (5) 築物移動等円滑化基準チェックリスト
- (6) 補助事業の実施に係る費用の見積書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

4 補助事業者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額をもって算出した補助金の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の交付申請をすることができる。この場合において、当該仕入控除税額を含む額は、補助金の額を限度とする。

（交付の決定及び通知）

第8条 町長は前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前条第4項の規定による申請があった場合にあっては、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で補助金の交付の決定をすることができる。

（着手届を要しない場合）

第9条 規則第14条の町長が別に定める場合は、同条に規定する場合以外の全てに係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第10条 規則第12条第1項の町長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
- (3) 補助対象事業の実施場所の変更
- (4) 補助対象事業により設置する設備の機能に影響を及ぼすと認められる構造の変更

（実績報告）

第11条 規則第19条の規定による補助事業等実績報告書は、補助事業完了後1か月を経過する日又は本補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付すべき規則第19条に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応す

る額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 12 条 町長は、第 8 条第 3 項の規定により補助金の交付の決定をした補助対象事業について前条第 3 項の規定による報告があったときは、当該交付の決定の額を変更して補助金の額を確定するものとする。

（補助金の支払）

第 13 条 補助金は、第 11 条第 1 項の規定による報告があった後に支払うものとする。

（補助対象事業に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 14 条 補助対象者は、第 11 条第 1 項の規定による報告をした後に消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合であって、その額が実績報告控除税額を超えるときは、速やかに、町長に様式第 3 号により報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

（雑則）

第 15 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条、第11条関係）

伯耆町福祉のまちづくり推進事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 補助対象建築物

| | | | |
|------|----------------------------|----------|--|
| 申請者 | 住所 氏名 (法人の場合は役名及び氏名) | | |
| 対象建物 | 位置 名称 | | |
| 建物用途 | | 延床面積 (㎡) | |
| 施工内容 | | | |

3 事業の内容

(単位：円)

| 事業費 | 補助対象経費 | 補助金交付申請額 | 摘要 |
|-----|--------|----------|----|
| | | | |

本事業計画（報告）書には、必要に応じ、次の書類を添付すること。

- ① 付近見取図（方位、道路及び目標となる建物）
- ② 配置図（縮尺、方位、敷地境界、敷地内における建築物の位置）
- ③ 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置及び寸法）
- ④ 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づいて整備を行う部分の詳細図
- ⑤ 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
- ⑥ 当該補助事業実施に係る費用の見積書の写し
- ⑦ その他町長が必要と認める書類

【注意】 補助金交付申請額は、補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額とし、千円未満は切り上げること。

4 事業開始（予定）年月日

年 月 日

5 事業完了（予定）年月日

年 月 日

様式第2号（第7条、第11条関係）

伯耆町福祉のまちづくり推進事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

| 区分 | 予算（決算）額 | 備考 |
|-------------|---------|-------|
| 補助金 | | 伯耆町より |
| その他（個人負担金等） | | |
| 合計 | | |

2 支出の部

（単位：円）

| 区分 | 予算（決算）額 | 備考 |
|----|---------|----|
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

様式第3号（第14条関係）

年 月 日

伯耆町長 様

補助事業者

住所

氏名

伯耆町福祉のまちづくり推進事業消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定の通知のあった伯耆町福祉のまちづくり推進事業の補助対象事業に係る仕入控除税額が確定したので、伯耆町福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成28年伯耆町告示第9号）第14条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額 円
- 2 補助金の交付申請又は実績報告の時ににおいて予定した補助金に係る仕入控除税額 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る仕入控除税額 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いて得た額） 円